

子ども・子育て支援対策調査特別委員会 報告資料

令和6年1月24日

報告事項件名	頁
1 こども家庭センター設置の方向性について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 子育て支援におけるポピュレーションアプローチの方向性について・・・	4
3 子どもの意見を聴く仕組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

(政策経営部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年1月24日

件名	こども家庭センター設置の方向性について
所管部課名	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課 衛生部 保健予防課、こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	<p>1 こども家庭センターとは 子ども家庭総合支援拠点（こども家庭支援課）と子育て世代包括支援センター（各保健センター）を一体化し、妊産婦・子育て世帯・子どもの相談支援を行う施設。令和6年度より設置は努力義務となる。</p> <p>2 こども家庭センターの組織体制（国の想定） (1) 母子保健と児童福祉所管を一つの建物に一体化 (2) 母子保健と児童福祉所管の建物は別だが、一体的な支援体制 ※ (1) (2)とも指揮命令系統（センター長）は1人</p> <p>3 足立区がこども家庭センターを設置した場合の形態（次頁）</p> <p>4 足立区のこれまでの取り組み (1) 国に先駆け、保育部門や養育困難家庭への支援を教育委員会に編入し、教育と福祉の連携を推進 (2) 児童相談所と教育委員会の連携の強化 (3) ASMAPによる課題のある家庭への支援</p> <p>5 今後の方向性 令和6年度のこども家庭センターの設置は困難であるが、まずは、子育ての応援に特化した係を新設し、母子保健と児童福祉の連携を強化する。 【当面の設置が困難な理由】 (1) 母子保健相談と乳幼児健診業務の切り分けが困難 (次頁¹, ²) (2) 区民サービスの低下 (次頁³) (3) 学校や児童相談所との距離感が遠くなる (次頁¹, ²) (4) 一人のセンター長が、母子保健と児童虐待対策の双方の担当となり、特に緊急案件での対応に課題がある (次頁⁴) 【母子保健と児童福祉分野の連携案】 (1) こども家庭支援課の事業部門を本庁舎（子ども政策課）に移管し、母子保健（衛生部）と連携した子育て応援施策を展開。 (2) こども家庭支援課において、保健センターの支援依頼は、全てケース化し、課題のある家庭（子ども）支援で協力体制を強化。</p>

こども家庭センターの形態とメリット、デメリット

こども家庭センター

こども家庭センターではない

1 施設を新設する

保健センターの母子部門とげんきの子ども家庭支援課を統合



2 各保健センターをこども家庭センターとする

こども家庭支援課の職員を保健センターに配置



3 こども家庭支援センターげんきをこども家庭センターとする

保健センターの母子保健部門の職員をげんきに配置



4 母子保健部門と養育部門の職員をこども家庭センター職員に位置づける

職場はそのまま双方の職員に兼務辞令(センター長は一人)



5 既存の組織の大枠を維持しつつ、一部の組織を改編するなど、可能な限り母子保健と児童福祉の連携を強化する(センター長は別々)

メリット

○妊娠から出産、乳幼児の相談まで1カ所で一貫した支援が可能

○相談場所が増え、自宅の近くで対応できる

○学校との連携を維持しながら、出産前から乳幼児、義務教育段階まで1カ所で対応できる

現状

- 保健センターが区内5か所に設置されているため、区民が身近な機関として、行きやすく相談しやすい
- 費用的、人的な負担が少ない
- 保健師がげんきに配置され、母子保健部門、医療機関との連携が強化された。虐待対応においては、児童福祉と保健師の視点で判断できるようになった。

デメリット

- 学校連携の迅速性の課題(校務支援システムが使えない)
- 保健センターは地区担当制で相談業務を担っており、精神保健や感染症など母子保健以外の相談もあり、保健センターから切り取るのは困難
- 保健センターでの母子保健相談以外の業務(乳幼児健診、妊婦面接、精神相談、健康づくり活動等)を区内1カ所で実施することは区民サービスが低下

- 学校との距離が遠くなる(教育委員会から離れるため)
- 母子保健業務を行いながら、児童虐待への対応リスクを背負いながらの業務となり、対応に隙間が生まれる可能性あり
- 各センター6名で昼夜間ローテーション勤務となる。夜間は多くて3名体制となり、緊急夜間対応で通告後、動けない可能性あり(現在げんき3係で30名。1人当たり72.3件を担当)
- 現行の体制では、各保健センターに10名以上の配置が必要

- 1カ所では区民サービスが低下
- 衛生行政から母子保健部門を移すためには、抜本的な業務の整理が必要(母子保健相談以外の業務をげんきにおいて実施することは不可能)
- げんきの事務スペースが不足
- 健診や妊娠届など相談業務以外の母子保健業務も加わると、人的、経験、知識的にも難しい(妊娠の届け出や乳幼児健診業務をげんきで実施することは困難)

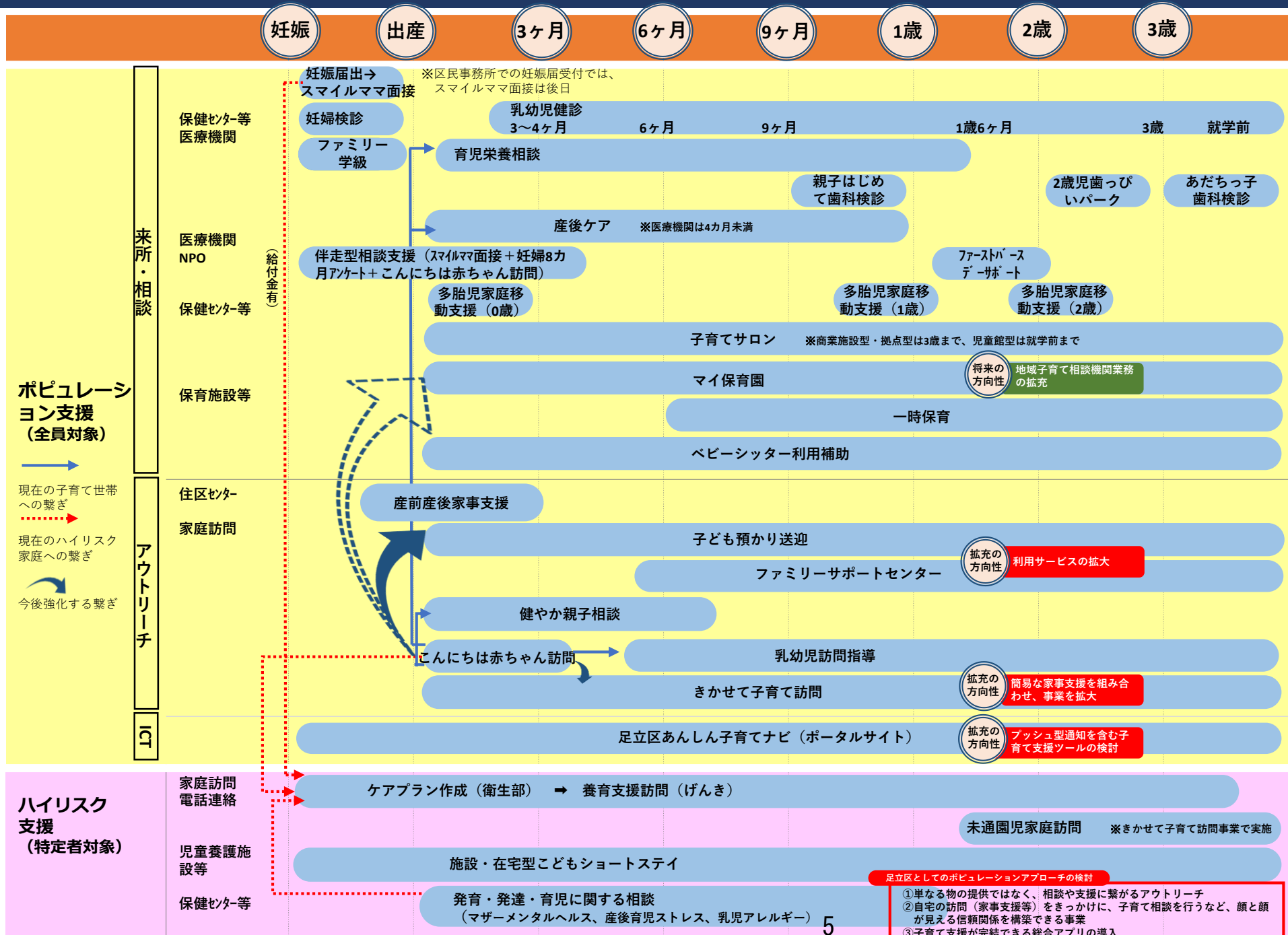
- 形式的な兼務とならないような運用が必要

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業の補助金対象を変更する可能性もある

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年1月24日

件名	子育て支援におけるポピュレーションアプローチの方向性について
所管部課名	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課 衛生部 保健予防課、子ども家庭部 子ども政策課 こども支援センターげんき こども家庭支援課
内容	<p>ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの観点で、子育て支援における体系図（次頁）を整理し検討を行った結果、今後の支援の方向性について以下の通り報告する。</p> <p>1 庁内検討状況（視察、子育て経験者の意見聴取含む）</p> <p>(1) 庁内検討会議 令和5年7月11日, 21日, 10月19日, 30日, 11月9日, 24日</p> <p>(2) 視察 令和5年9月28日（品川区）, 10月2日（明石市）</p> <p>(3) 子育て支援団体・子育て経験者からの意見聴取 令和5年10月19日</p> <p>2 ポピュレーションアプローチの分析と検討内容</p> <p>(1) おむつ宅配での家庭訪問は、徐々に相談の要素が減少し、置き配の増加など経済的支援に変容する可能性が高い。</p> <p>(2) 玄関前での子育て相談は抵抗があるという意見が多く、信頼関係のもと自宅で相談できる仕組みが必要。</p> <p>(3) こんにちは赤ちゃん訪問で保健師や助産師の専門職が家庭訪問しているが、その後、継続的に全ての家庭を訪問・相談できる体制が十分でない。</p> <p>(4) 子育て支援事業を展開するこども家庭支援課は、児童虐待対策が中心となり、広く子育て応援事業を所管するには限界がある。</p> <p>(5) アプリ等で子育て情報を一元管理できる仕組みが必要。</p> <p>3 今後の方向性</p> <p>(1) 「モノ」の提供ではなく、顔と顔が見える「ヒト」を介した相談事業の充実を図る。その際、既存事業を組み合わせながら気軽に相談できる事業を構築する。</p> <p>(2) 保健師や助産師による家庭訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）から継続した支援策を、子ども家庭部、衛生部が連携して検討する。</p> <p>(3) こども家庭支援課の事業部門を子ども政策課に移管し、母子保健と連携したアウトリーチ事業の充実や子育て相談機能の体制を強化する。</p> <p>(4) 予防接種等のプッシュ型通知など、子育て支援を一括して管理できるアプリケーションの導入を検討する。</p>



子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年1月24日

件名	子どもの意見を聴く仕組みについて																
所管部課名	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課																
内 容	<p>こども基本法の施行に伴う、子どもの意見を反映させるための意見を聴く対象や方法を以下の通り定め、取り組みを推進する。</p>																
	<p>1 子どもの対象範囲 0歳～18歳 ※低年齢の子どもの保護者が、代弁することも可能</p>																
	<p>2 開始時期 令和6年4月</p>																
	<p>3 意見を聴く対象等 (1) 子どもが参加する事業・計画</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>聴取方法の例</th> <th>その他（媒体例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業</td> <td>子どもの体験等の事業</td> <td rowspan="3">①調査票 ②ヒアリング（対面・オンライン）</td> <td rowspan="3">①紙媒体 ②区HP、SNS ③ワークショップ ④タブレット【新規】</td> </tr> <tr> <td>子ども支援の各種事業</td> </tr> <tr> <td>子どもが利用する公共施設の新設等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計画</td> <td>子どもに関する計画の策定等</td> <td>①パブリックコメント ②オンラインミーティング</td> <td>①タブレット【新規】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">例：子どもの貧困対策実施計画、教育振興ビジョン、子ども・子育て支援事業計画 など</td> </tr> </tbody> </table>		対象	聴取方法の例	その他（媒体例）	事業	子どもの体験等の事業	①調査票 ②ヒアリング（対面・オンライン）	①紙媒体 ②区HP、SNS ③ワークショップ ④タブレット【新規】	子ども支援の各種事業	子どもが利用する公共施設の新設等	計画	子どもに関する計画の策定等	①パブリックコメント ②オンラインミーティング	①タブレット【新規】	例：子どもの貧困対策実施計画、教育振興ビジョン、子ども・子育て支援事業計画 など	
	対象	聴取方法の例	その他（媒体例）														
事業	子どもの体験等の事業	①調査票 ②ヒアリング（対面・オンライン）	①紙媒体 ②区HP、SNS ③ワークショップ ④タブレット【新規】														
	子ども支援の各種事業																
	子どもが利用する公共施設の新設等																
計画	子どもに関する計画の策定等	①パブリックコメント ②オンラインミーティング	①タブレット【新規】														
	例：子どもの貧困対策実施計画、教育振興ビジョン、子ども・子育て支援事業計画 など																
<p>(2) 区の会議等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>聴取方法の例</th> <th>委員への登用 参考人としての参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども施策に関する区の会議・審議会等</td> <td>子どもや若者が会議体に参加し意見を求める</td> <td>専門性等を踏まえ各所管が判断</td> </tr> </tbody> </table>	対象	聴取方法の例	委員への登用 参考人としての参加	子ども施策に関する区の会議・審議会等	子どもや若者が会議体に参加し意見を求める	専門性等を踏まえ各所管が判断											
対象	聴取方法の例	委員への登用 参考人としての参加															
子ども施策に関する区の会議・審議会等	子どもや若者が会議体に参加し意見を求める	専門性等を踏まえ各所管が判断															
<p>4 令和6年度開始の新たな取り組み</p>																	
<p>(1) 区HPに直接回答できる専用ページを作成する。なお、小・中学生は配付しているタブレットPCを通じて専用ページにリンクできるボタンを配置（次頁参照）</p> <p>(2) 若年者（中学・高校生、大学生・社会人）へ意見を聴く方法の一つとして若者会議を設置</p>																	
<p>5 今後の方針</p> <p>(1) 意見を聴くタイミングは、各事業の趣旨や状況を踏まえ判断する。</p> <p>(2) 意見を聴いた後の結果は、所管課の事業へ反映や今後の事業の参考とする。なお、必要に応じてHPで公表する。</p> <p>(3) 令和6年度から開始するが、必要に応じて改善を図りながら仕組みを整備していく。</p>																	

タブレットを活用した意見聴取・回答方法

1 児童・生徒用タブレットのトップページ

あだち学校ICT情報ひろば for Students

学校 ICT 情報ひろば

タブレットを使う前に
まず「ま」を「み」てね!

みんなで守る!タブレット標語
かんが わん くりっく じこ もと
考えよう!クリックが事故の元

Google
インターネット検索サービス「Google」です。

キーボー島
アドベンチャー
【小学玉向けコンテンツ】楽しみながらキーボード入力の練習ができます。

プログラミング体験
SCRATCH
動画を見ながらゲームや作品作りのプログラミングが学べます。

環境やSDGs
を学ぼう!
ミラー・ドリー・リーが環境について楽しく分かりやすく説明します。

NHK for School
NHKが提供する学習・教育コンテンツも学年ごとに紹介しています。

⇒ 保護者用「あだち学校ICT情報ひろば」
⇒ お役立ちリンク集
⇒ いじめそーだん

「いじめそーだん」のショートカットキーに並列して「子どもの意見聴取」のショートカットを新設

2 区ホームページ(親ページ:見出し)

あだち ADACHI CITY

きかせて! みんなのいけん (仮)

うけつけ中のしつもん

〇〇けいかくに関するアンケート
令和10年1月に施設開館予定の梅田八丁目複合施設内にある梅田図書館に関するアンケート
【回答期間】12月15日から12月28日
【設問数】5問
【担当課】中央図書館

〇〇こうえんに関するアンケート

オンライン申請システムで回答